

○医業等を行う個人に係る個人事業税の課税標準額の算定について

平成19年2月1日

税第368号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、医業等を行う個人に係る個人事業税の課税標準額の算定について（昭和57.4.19 税第25号）の通達は廃止します。

別紙

医業等を行う個人に係る個人事業税の課税標準額の算定について

医業等を行う個人が、社会保険診療に係る収入及び経費を有する場合の個人事業税の課税標準額の算定については、次により取り扱うものとする。

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 医業等 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる医業、歯科医業、薬剤師業及びあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業をいう。
- (2) 社会保険診療 法第72条の23第2項に規定する社会保険診療をいう。
- (3) 医業等に係る収入金額 医療の対価の金額及び医業等に付随して生ずる収入金額（受取利息、補助金、不用品売却収入に係る収入金額等）をいう。ただし、各種引当金及び準備金の戻入額は含まない。

2 医業等のみを行っている場合の取扱い

- (1) ア及びイに掲げる者については、それぞれ次に定めるところにより課税標準額を算定する。

ア 所得税において租税特別措置法第26条の規定の適用を選択した者

所得税の医業等に係る総所得金額（所得税の青色申告控除前の金額をいう。）から次の速算表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の右欄に示す算式により計算して得た金額を控除した金額とする。

速算表

社会保険診療報酬	社会保険診療（非課税）所得
2,500万円以下	社会保険診療報酬×0.28
2,500万円超3,000万円以下	社会保険診療報酬×0.30－500,000円

3,000万円超4,000万円以下	社会保険診療報酬×0.38－2,900,000円
4,000万円超	社会保険診療報酬×0.43－4,900,000円

イ 医業等に係る必要経費に関する報告書（第1号様式）の提出があった者

社会保険診療以外の診療等（以下「自由診療等」という。）に係る収入金額から自由診療等に係る必要経費の金額を控除した金額とする。なお、この場合の必要経費は次により区分する。

（ア） 自由診療等に係る必要経費と社会保険診療に係る必要経費に区分して経理されているものについては、それぞれの必要経費の金額とする。

（イ） 薬剤師業又はあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う者に係る（ア）以外の経費（以下「共通経費」という。）については、その総額に、自由診療等に係る収入金額の医業等に係る収入金額に占める割合（以下「自由診療割合」という。）を乗じて得た額を自由診療等に係る必要経費の金額とする。

（ウ） 医業又は歯科医業を行う者に係る共通経費については、その総額に、次の調整率表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に示す率（以下「調整率」という。）を乗じて調整した自由診療割合（以下「調整後の自由診療割合」という。）を乗じて得た額を自由診療等に係る必要経費の金額とする。ただし、自由診療に係る診療実日数の総診療実日数に占める割合によって共通経費をあん分している者及び複数の調整率が適用される者については、所得税の申告に準じて取り扱う。

調整率表

区分	調整率
産婦人科医、歯科医	0.75
眼科医、外科医、整形外科医	0.80
上記以外の医師及び美容整形医を除く診療医	0.85

（エ） 自由診療割合又は調整後の自由診療割合に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（オ） 事業専従者給与（控除）額及び各種損失の控除額は、課税対象となる事業に係る部分に限ることとし、自由診療等に係る必要経費と社会保険診療に係る必要経費とに区分されていない場合は、（イ）に掲げる事業にあつては自由診療割合により、（ウ）に掲げる事業にあつては調整後の自由診療割合その他所得税の申告に準じた割合により、これらの給与（控除）額をあん分する。

- (2) (1)以外の者については、次の計算式により課税標準額を算定する。この場合において、社会保険診療に係る収入金額を医業等に係る収入金額で除して得た数値に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

所得金額－所得金額×（社会保険診療に係る収入金額／医業等に係る収入金額）

3 医業等と医業等以外の事業を併せて行っている場合の取扱い

(1) 課税標準額の算定方法

医業等と医業等以外の事業（以下「その他の事業」という。）を併せて行っている個人については、所得金額を医業等に係る所得金額とその他の事業に係る所得金額とに区分した上で、2の例により医業等の課税標準額を算定する。

(2) 所得金額を区分することができない場合の取扱い

医業等に係る必要経費とその他の事業に係る必要経費とを区分することが困難であるため、所得金額を区分することができない場合には、所得金額をそれぞれの事業に係る収入金額の割合によってあん分し、医業等に係る所得金額とその他の事業に係る所得金額とに区分する。

(3) その他の事業が軽微なものである場合の取扱い

その他の事業が社会通念上独立した事業部門と認められない程度のものであり、かつ、医業等の付帯事業として行われていると認められるときは、当該事業に係る収入金額及び必要経費を自由診療等に係る収入金額及び必要経費に含めて差し支えない。

4 医業等の所得区分計算書の様式

社会保険診療を行う医業等の課税標準額の算定に当たっては、2(1)ア又は2(2)により算定する場合は医業等の所得区分計算書（第2号様式）を、2(1)イにより算定する場合は医業等の所得区分計算書（経費区分用）（第3号様式）をそれぞれ使用する。

附 則

この通達は、通知の日から施行し、平成19年度分の個人事業税から適用し、平成18年度以前の年度分の個人事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成20年税第425号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年課税第152号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県 県税事務所長 殿

住所
氏名



医業等に係る必要経費に関する報告書

計算期間 . . . から . . . まで

診療科目

科 目		総 額	課 税 分	非 課 税 分	備 考	
収入金額	診療収入	円	円	円		
	雑収入					
	計 (1)	(ア)	(イ)	(ウ)		
必要経費	区分できる経費	事業税額				
		計 (2)				
	共通経費	あん分する共通経費 (3)	(必要経費の総額) (区分できる経費の計) (あん分する共通経費) 円 円 円 - =			
収入割合 (4)		$\frac{(イ)}{(ア)} = 0.$ (エ) $(エ) \times 0.$ (調整率) $\frac{\text{※}}{=}$			※小数点以下第4位未満の端数は、切り上げてください。	
診療実日数及び割合 (5)		(オ) 日 (カ) 日 (カ) / (オ) ※ 0.			※小数点以下第5位まで算出し、第5位を四捨五入してください。	
共通経費 (6)		(3)に同じ 円 (3) × ((4)又は(5)) ※ 円			※1円未満の端数は、切り上げてください。	
必要経費計 (2) + (6) (7)						
差引金額 (1) - (7) (8)						
事業専従者給与(控除)額 (9)		(キ)	(キ) × ((4)又は(5)) ※		※1円未満の端数は、切り上げてください。	
各種引当金・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金				
		計 (10)				
	繰入額等	青色専従者給与額	(ク)	(ク) × ((4)又は(5)) ※		※1円未満の端数は、切り上げてください。
		貸倒引当金				
		計 (11)				
算出所得金額 (8) - (9) + (10) - (11) (12)						

医業等の所得区分計算書

計算期間		納税義務者番号		業種 氏名	
科 目		総 額	課 税 分	非 課 税 分	備 考
収入金額	診 療 収 入	円	円	円	
	雑 収 入				
	計	(ア)	(イ)	(ウ)	
収 入 割 合		$\frac{(ウ)}{(ア)} = 0.$ (エ) [※]			※小数点以下第4位未満は、切り上げること。
青色申告特別控除前の所得金額 (1)		(オ) 円	(オ) - (カ) 円	(オ) × (エ) = (カ) [※] 円	※1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨てること。
租税特別措置法第26条適用者	非課税所得金額 (2)	(ウ) × 0. - 円 =		(キ)	
	算出所得金額 (3)	(ク) 円	(ク) - (キ) 円	(キ)	
減	委託事業に係る収入金額 (4)				
免	所得金額 ((1)又は(3)の課税分) × (4) / (イ)				正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零とすること。
算出所得金額 (6) ((1)又は(3)) - (5)					
譲渡損失額 (7)		(ケ)	(ケ) - (コ)	(ケ) × (エ) = (コ) [※]	※1円未満の端数は、切り捨てること。
所得金額 (6) - (7) (8)					

注 租税特別措置法第26条の規定の適用を選択した者については、原則として(2)の欄以下の欄の記載で差し支えない。

医業等の所得区分計算書(経費区分用)

計算期間 . . . から . . . まで

業種
氏名

診療科目

科 目		総 額	課 税 分	非 課 税 分	備 考	
収入金額	診 療 収 入	円	円	円		
	雑 収 入					
	計 (1)	(ア)	(イ)	(ウ)		
必 要 経 費	区分で できる 経費	事 業 税 額				
		計 (2)				
	共 通 経 費	(必要経費の総額) (区分でできる経費の計) (あん分する共通経費) 円 円 円 - =				
	収入割合 (4)	$\frac{(イ)}{(ア)} = 0.$ (エ) ※	(調整率) ※ (エ) × 0. =		※小数点以下第4位未満の端数は、切り上げること。	
	診療実日数及び割合 (5)	(オ) 日	(カ) 日	$\frac{(カ)}{(オ)} ※$ 0.	日	※小数点以下第5位まで算出し、第5位を四捨五入すること。
	共通経費 (6)	(3)に同じ 円	(3) × ((4)又は(5))※ 円		円	※1円未満の端数は、切り上げること。
	必要経費計 (2) + (6) (7)					
差引金額 (1) - (7) (8)						
事業専従者給与(控除)額 (9)		(キ)	(キ) × ((4)又は(5))※		※1円未満の端数は、切り上げること。	
各種引当金・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金				
		計 (10)				
	繰入額等	青色専従者給与額	(ク)	(ク) × ((4)又は(5))※		※1円未満の端数は、切り上げること。
		貸倒引当金				
計 (11)						
算出所得金額 (8) - (9) + (10) - (11) (12)						
減 免	委託事業に係る収入金額 (13)					
	所得金額 (12) の 課 税 分 × (13) / (イ) (14)				正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零とすること。	
算出所得金額 (12) - (14) (15)						
譲渡損失額 (16)		(ケ)	(ケ) × ((4)又は(5))※		※1円未満の端数は、切り上げること。	
所得金額 (15) - (16) (17)						